



# 宮崎県公報

平成24年7月3日(火曜日)号外第35号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

	頁
教育委員会規則	
○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	1

## 教育委員会規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

### 宮崎県教育委員会規則第5号

#### 宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(へき地の指定) 第2条 [略]	(へき地の指定) 第2条 [略]
(貸与の決定及び通知) 第4条 [略]	(貸与の額) 第2条の2 条例第5条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。 (貸与の決定及び通知) 第4条 [略]
(保証人) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 育英資金の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)又は貸与生であった者(育英資金の返還の債務を有する者に限る。以下同じ。)は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を連帯保証人変更届(別記様式第6号)により県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、保証人を変更するときは、変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付しなければならない。	(貸与の額の変更) 第4条の2 育英資金の貸与を受けている者(以下「貸与生」という。)は、育英資金の貸与の額の変更を希望するときは、育英資金貸与月額変更申請書(別記様式第5号の2)(以下「変更申請書」という。)を県教育委員会に提出しなければならない。 2 県教育委員会は、前項の規定による変更申請書を受領したときは、育英資金の貸与の額の変更の適否を決定し、申請があった者に対し育英資金貸与月額変更決定通知書(別記様式第5号の3)又は育英資金貸与月額変更不承認通知書(別記様式第5号の4)によって通知するものとする。 (保証人) 第5条 [略] 2・3 [略] 4 貸与生又は貸与生であった者(育英資金の返還の債務を有する者に限る。以下同じ。)は、保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、その旨を連帯保証人変更届(別記様式第6号)により県教育委員会に届け出なければならない。この場合において、保証人を変更するときは、変更後の保証人に係る次条各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条の 2 関係）

種類	区分	貸与の額
(1) 一般育英資金	ア 国公立大学又は国公立専修学校（専門課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 44,000円、33,000円又は22,000円
		(イ) 自宅外通学 月額 50,000円、38,000円又は25,000円
	イ 私立大学（私立短期大学を除く。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 53,000円、40,000円又は27,000円
		(イ) 自宅外通学 月額 63,000円、48,000円又は32,000円
	ウ 私立短期大学又は私立専修学校（専門課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 52,000円、39,000円又は26,000円
		(イ) 自宅外通学 月額 59,000円、45,000円又は30,000円
エ 国公立高等専門学校、国公立高等学校又は国公立専修学校（高等課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 18,000円、14,000円又は 9,000円	
	(イ) 自宅外通学 月額 23,000円、18,000円又は12,000円	
オ 私立高等専門学校、私立高等学校又は私立専修学校（高等課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 30,000円、23,000円又は15,000円	
	(イ) 自宅外通学 月額 35,000円、27,000円又は18,000円	
(2) へき地育英資金	ア 国公立高等専門学校、国公立高等学校又は国公立専修学校（高等課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 27,000円、21,000円又は14,000円
		(イ) 自宅外通学 月額 38,000円、29,000円又は19,000円
	イ 私立高等専門学校、私立高等学校又は私立専修学校（高等課程に限る。）に在学している者	(ア) 自宅通学 月額 34,000円、26,000円又は17,000円
		(イ) 自宅外通学 月額 45,000円、34,000円又は23,000円

備考 育英資金の貸与を受けようとする者は、貸与の額の欄に掲げる額のうち希望する額について申請することができる。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

育英資金の種類	※ 一般・へき地	区分	※ 高校・高専・専修高等・大学・短大・専修専門					
希望する貸与月額			※ 自宅・自宅外					
<b>育英資金貸与申請書</b>								
宮崎県教育委員会 殿		年 月 日						
宮崎県育英資金の貸与を受けたいので、宮崎県育英資金貸与条例施行規則第 3 条により申請します。								
学校名	※ 国公立 私立	※ 全日制 定時制	学部 学科 学年 年課程					
フリガナ 本人氏名	印	※ 男 女	(住所) 〒 —					
生年月日 年 月 日			電話 — —					
保証人 (保護者等)	印		(住所) 〒 — 電話 — —					
申請理由	緊急申請のみ記入 1. 事由の生じた年月 ( 年 月) 2. 希望する貸与時期 ( 年 月)							
同一生計の家族	就学者以外 の家族	氏名	続柄	年齢	※同居別 居の別	所得の種類	収入・売上金額 万円	所得金額 万円
			父		同・別		①	
			母		同・別		②	
					同・別		③	
					同・別		④	
					同・別		⑤	
	合計所得金額 ①～⑤の計						⑥	
	就学者	氏名	続柄	年齢	※設置者	在学学校名	※通学別	控除額 万円
					国公・私立		自宅・自宅外	⑦
					国公・私立		自宅・自宅外	⑧
				国公・私立		自宅・自宅外	⑨	
				国公・私立		自宅・自宅外	⑩	
差し引く金額	ア 本人の就学者控除						⑪	
	イ 母子・父子世帯						⑫	
	ウ 障害のある人がいる世帯						⑬	
	エ 主たる生計維持者が別居している世帯						⑭	
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯						⑮	
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯						⑯	
	⑦から⑯の控除額合計						⑰	
学校 確認欄	⑥-⑰ 所得金額						⑱	
県教委認定欄	世帯人員 ( ) 人 収入基準額						⑲	
	認定所得金額						⑳	

※印のところは、該当するものを○でかこむこと。

※別添「育英資金貸与申請願」(本人記入用)を添付すること。

別記様式第 5 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

育英資金貸与月額変更申請書

宮崎県教育委員会 殿

平成 年 月 日

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり貸与月額を変更したいので申請します。

学校名

学 年

学部・学科

氏 名

印 (採用決定番号 )

第一連帯保証人氏名

印

第二連帯保証人氏名

印

現貸与月額

円

変更申請貸与月額

円

----- 以 下 学 校 記 入 欄 -----

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

学校長名

職印

様式第 5 号の 3 (第 4 条の 2 関係)

育英資金貸与月額変更決定通知書

文 書 番 号

年 月 日

殿

宮崎県教育委員会

申請のありました育英資金の貸与月額の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 変更の時期                      年        月分から
- 2 変更後の貸与月額    円

様式第 5 号の 4（第 4 条の 2 関係）

育英資金貸与月額変更不承認通知書

文 書 番 号

年 月 日

殿

宮崎県教育委員会

申請のありました育英資金の貸与月額変更申請については、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

（理由）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。